

## 妊婦歯科健康診査実施要領

(目的)

第1条 この要領は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条及び第13条に基づき、妊婦に対する歯科保健指導及び歯科健康診査（以下「健診」という。）を実施することにより、妊婦及び生まれてくる子の口腔衛生の向上に寄与することを目的とする。

(対象者)

第2条 健診の対象者は、船橋市において妊娠の届出を行い健診を受診する時点で船橋市民である妊婦とする。

(実施期間及び回数)

第3条 妊娠16週から27週までの間を目安に妊娠中に1回とする。

(委託及び実施医療機関)

第4条 市は、健診を公益社団法人船橋歯科医師会（以下「歯科医師会」という。）に委託するものとする。

2 健診は、公益社団法人船橋歯科医師会の推薦を受けた歯科医師会会員の所有もしくは所属する医療機関（以下「医療機関」という。）が行うものとする。

(受診票の交付)

第5条 市は妊娠の届出を受理した際、第2条の対象者に対し受診票を交付するものとする。

(健診の実施方法)

第6条 健診を受診する妊婦（以下「受診者」という。）は、第4条の受診票と母子健康手帳を医療機関に提出し、健診を受けるものとする。

2 医療機関は前項の受診票の提出を受けた場合は、受診者の住所等を確認し、健診を行うものとする。

3 健診項目は次のとおりとする。

(1) 問診

(2) 口腔内診査

歯及び歯周組織等口腔内の状況について診査する。

(3) 健診結果に基づいた保健指導

4 医療機関は、健診の結果を妊婦歯科健康診査票及び母子健康手帳に記載するものとする。

5 治療が必要な場合は別途行うものとする。

(受診結果)

第7条 健診を行った医療機関は、受診者へ結果説明を行い、受診日の翌月から3か月以内に書面で市及び歯科医師会に報告する。

(健診に関する費用)

第8条 受診者の個人負担金は無料とする。ただし、次の各号に定める場合においては、自己負担とする。

(1) 治療が必要な場合の治療費

(2) 第4条に定める実施医療機関以外での受診の場合

(3) 出産後における受診の場合

(委任)

第9条 この要領で定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付則

この実施要領は、平成25年4月1日から適用する。

この実施要領は、平成28年4月1日から適用する。

この実施要領は、平成29年4月1日から適用する。

この実施要領は、平成30年4月1日から適用する。